## <u>廃棄物再生事業者登録変更届</u>

概  要	登録を受けた廃棄物再生事業者は、下記の事項に変更があったときは、 30日以内に、変更届を提出しなければならない。 1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 2. 事務所及び事業場の所在地 3. 廃棄物の再生に係る事業の内容 4. 事業の用に供する施設の種類、数量並びに構造及び設備の内容 ※ 登録証明書の記載事項に変更を生ずる場合は、登録証明書の書き 換え交付が必要である。
根拠法令	施行令第20条
申請先	登録申請を行った保健福祉環境事務所
申請部数	申請書2部(正、控) ※福岡市、北九州市及び久留米市内の事業場においては3部(正、副、控)
添付書類	1 氏名、法人の名称(代表者の変更を含む)の変更 ・住民票(個人) ・定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人の名称の変更) ・登記事項証明書(法人の代表者の変更) 2 申請者の住所変更 ・住民票(個人) ・登記事項証明書(法人) 3 事務所及び事業場の所在地変更 ・変更後の事務所等の付近見取図 4 廃棄物の再生に係る事業の内容の変更 ・事業計画の概要を記載した書類 ・定款又は寄附行為及び登記事項証明書 5 事業の用に供する施設の変更 ・施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 ・事業の用に供する施設の写真